

慶弔に関する規定

〔目 的〕

第1条 この規定は、本会の会員及びOB役員の慶弔事に際し、本会の慶意及び弔意の表し方を定める。

〔対象者〕

第2条 本会の会員とは、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、一般会員をいい、OB会員とは、顧問をいう。

〔基 準〕

第3条 次の基準で慶意及び弔意を表す。

慶 事 常任理事会に諮り、その都度対応を決定する。

弔 事

No.	区 分	対 応
(1)	会長・副会長死去のとき	・弔電を送る。 ・香典1万円を送る。 ・供花1基
(2)	理事長・副理事長・常任理事・理事死去のとき	・弔電を送る。 ・供花1基
(3)	一般会員死去のとき	・弔電を送る。
(4)	OB会員(顧問)死去のとき	・弔電を送る。
(5)	その他弔事 富山陸協役員(会長・副会長) 富山市スポーツ協会役員(会長・副会長)	・弔電を送る。 ・香典1万円を送る。

※ 本規定に定めのない事項については、会長や理事長などが協議のうえ、適切に判断するものとする。

〔情報の提供〕

第4条 対象者に関わる慶弔情報を得た会員は、直ちに事務局長または、理事長に連絡するものとする。

〔情報の記録〕

第5条 この規定に基づく慶弔情報に対応した後、事務局長または理事長は、常任理事会に慶弔の事実を報告しなければならない。

附則 この規定は、平成29年9月2日から施行する。

令和8年4月18日一部改訂(体育協会からスポーツ協会への名称変更など)